

5. 特掲診療料の施設基準が定める掲示事項

医科・手術通則第5号・第6号の手術

【令和6年1月1日-令和6年12月31日】

◆区分1に分類される手術	手術の件数
頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術等	0

◆区分2に分類される手術	手術の件数
靱帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	0
花副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術術	0

◆区分3に分類される手術	手術の件数
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食堂切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0

◆区分4に分類される手術の件数

0

◆区分 5 に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈成形術、経皮的冠動脈粥腫切除及び、経皮的冠動脈ステント留置術	0

処方箋料の一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名では無く一般名処方(有効成分の名称で処方すること)を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。